

神奈川県の実質赤字比率等について(平成30年度決算)

1 健全化判断比率

(1) **実質赤字比率** 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも赤字なし [25~29 該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額:①+② ①一般会計における実質赤字額 ②一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 市町村自治振興事業、公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、災害救助基金、母子父子寡婦福祉資金、水源環境保全・再生事業、農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、介護保険財政安定化基金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、中小企業資金、県営住宅管理事業 (15会計)	-
分母	標準財政規模	12,930

注 本県の一般会計等とは、公営事業会計を除く、全ての会計。

(2) **連結実質赤字比率** 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも赤字なし [25~29 該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額:①+②+③ ① 一般会計等における実質赤字額 ② 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の実質赤字額 ③ 公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、流域下水道事業 (6会計)	-
分母	標準財政規模	12,930

(3) **実質公債費比率(3か年平均)** 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

○ 10.3% [2910.5% 2811.4% 2712.0% 2611.9% 2511.1%]

(単位:億円、%)

区 分		28年度	29年度	30年度
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	1,292	1,155	1,163
	①公債費	2,911	2,852	2,911
	②公債費充当公営企業繰出金	35	33	32
	③公債費充当一部事務組合繰出金	6	4	3
	④公債費に準ずる債務負担行為等	27	23	21
	⑤当該年度公債費等交付税措置額	1,685	1,756	1,804
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:⑥-⑦	12,647	11,110	11,126
	⑥標準財政規模	14,332	12,866	12,930
	⑦当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,685	1,756	1,804
分子/分母		10.2	10.4	10.5
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。		3か年平均		10.3

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

○ 120.3%

[㉔126.2% ㉓127.0% ㉒132.3% ㉑142.9% ㉐161.4%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債:①-② ①将来負担額 ・一般会計等地方債現在高 ・債務負担行為に基づく支出予定額 ・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 ・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額 ・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 ・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額 ・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額 ②充当可能財源等 ・将来負担額に充当可能な基金 ・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等) ・地方債現在高等に係る交付税措置見込額	A	13,393 46,174 42,293 168 279 1 3,288 144 - 32,781 7,956 897 23,927
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:③-④ ③標準財政規模 ④当該年度公債費等交付税措置額	B	11,126 12,930 1,804
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。			A/B=120.3%

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも資金不足なし

病院事業以外 ㉕~㉙ 該当なし
病院事業 ㉚のみ 2.8%

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	—	506	—
	電気事業	—	76	—
	公営企業資金等運用事業	—	11	—
	相模川総合開発共同事業	—	14	—
	酒匂川総合開発事業	—	12	—
流域下水道事業(法非適用企業)		—	95	—

注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業

2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

4 資金不足額

《法適用企業》 (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額

《法非適用企業》 (繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額